

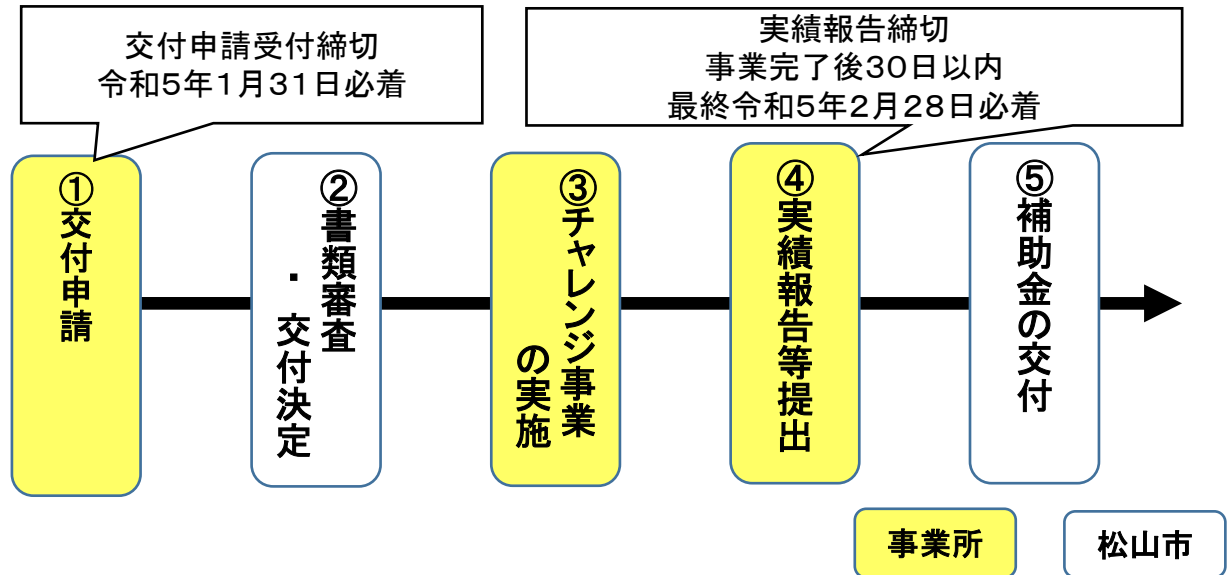
松山市新ビジネスチャレンジ 促進補助金のご案内

事業再構築等に前向きに取り組む中小企業者を支援します！

松山市新ビジネスチャレンジ促進補助金の概要

補助対象事業	<p>◇次の要件のいずれにも該当する事業再構築等の事業</p> <ul style="list-style-type: none">■新規性及び将来性があると市長が認める事業■新型コロナウイルス感染症の流行及び原油その他物価高による社会経済の変化に対応するための事業再構築等に該当すると市長が認める事業■令和5年2月28日までに事業を完了し、実績報告ができる事業
補助対象者	<p>◇市内に事業所等を有している中小企業者。（※みなし大企業を除く） ただし、次のいずれかに該当する者は、補助対象者となることができません。</p> <ol style="list-style-type: none">①市税を滞納している者②同一の事業について、他の制度による補助金又は交付金を受けている者③公的な資金の使途として、社会通念上不適切であると判断される事業を行っている者 <p>⇒その他詳細は申請要領をご確認ください。</p> <p>※みなし大企業とは・・・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者</p>
補助対象経費	<p>◇次の経費が補助対象経費となります。 ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。</p> <p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none">▶機械、装置等購入費 ▶開発費 ▶委託費 ▶旅費 ▶広報費▶資料購入費 ▶賃借料 ▶報酬・報償費 ▶専門家招へい費▶イベント等出展費 ▶その他経費 <p>※上記補助対象経費であっても条件により対象とならない場合があります。 ⇒詳細は、申請要領をご確認ください。</p>
補助金の額	補助率3分の2、下限10万円／上限100万円（千円未満切捨て）
申請期間等	<p>申請受付期間 令和4年9月2日（金）～令和5年1月31日（火）（必着） ※予算の上限に達した場合は、期間内であっても受付を終了する場合があります。</p> <p>事業実施期間 交付決定日～令和5年2月28日（火）</p> <p>実績報告書提出期限 事業完了後30日以内【最終：令和5年2月28日】</p>

ご利用の流れ



交付申請時の必要書類

	松山市新ビジネスチャレンジ促進事業補助金交付申請書（様式第1号）
	事業計画書（様式第2号）
	登記事項証明書の写し（法人） 直近の確定申告書の第1・2表の写し（個人）
	収支予算書（様式第3号）
	補助対象経費に係る見積書等の写し
	市税を滞納していないことを証する書類
	誓約書（様式第4号）
	既存の事業内容がわかる書類

【お問い合わせ先及び申請窓口】

松山市 地域経済課 〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2 本館8階
中小企業支援担当 TEL：089-948-6783
FAX：089-934-1844

※松山市地域経済課のホームページから申請書類をダウンロードできます
松山市公式HP→くらしの情報→産業→中小企業
→ 松山市新ビジネスチャレンジ促進補助金